

令和 5 年 3 月例会次第（令和 5 年 3 月 25 日開催）

1、会長挨拶

2、新型コロナウイルスワクチン接種について行政より説明(草津市・栗東市)（情報提供）p. 1

3、報告事項

【会員の状況】 令和 5 年 2 月

(1) 会員の状況

A会員： 142 名、 B会員： 165 名、 合計： 307 名

(2) 会員の異動

○A 会員の退会

東田 崇夫 先生 医療法人愛優会つかだ眼科クリニック 2/28 付
(県外の病院に勤務される。当面は週 1 回、現診療所にて既存の患者さんを診察)

○A 会員の法人化

畑 和憲 先生 医療法人緑青会 栗東はた内科医院

○B 会員の退会

梅澤 邦彦 先生	淡海医療センター	3/31 付
佐々木 禎治 先生	淡海医療センター	3/31 付
藤堂 義郎 先生	淡海医療センター	3/31 付

○B 会員の異動

中村 文泰 先生	淡海医療センター	→	淡海ふれあい病院	4/1 付
小野 紀弘 先生	ケアポート栗東	→	レンゴー株式会社	4/1 付
吉岡 誠 先生	済生会滋賀県病院	→	ケアポート栗東	4/1 付

【総 務 部】

[総 務]

(1) 令和 5 年度第 1 期の滋賀県医師会および日本医師会の会費について

口座振替ではない会員には請求書を 4 月下旬に送付するので、速やかにお振り込みください。
口座振替の会員には、4 月 27 日（木）に指定口座から引き落としをさせていただきます。

(2) 医療法人の設立および解散にかかる申請書類の提出期限について

医療法人の設立および解散については、その認可にあたり県の医療審議会の意見を聞くこととされているが、令和 5 年度の第 1 回滋賀県医療審議会医療法人部会が令和 5 年 8 月に開催予定であり、当該審議会にかかる申請書類の提出期限は令和 5 年 5 月 26 日（金）であるとの通知があったので、ご了解願いたい。

なお、提出された書類に不備があった場合は、その次の審議会での意見徴収となる場合もあるので、できるだけ早く事前協議を行い申請に備えていただきたいとのことである。

問合せ先：滋賀県 健康医療福祉部 医療政策課 医療整備係 TEL 077-528-3625

(3) 医師法に基づく 2 年に一度の医師の届出について（再周知）

医師法に基づく 2 年に一度の医師の届出については、会員連絡事項(R4. 11. 16 版、R4. 12. 19 版)に掲載し、保健所からは令和 4 年 12 月中旬までに届出票が所属施設を通じて届出義務者へ配布されており、令和 5 年 1 月 16 日までに届出することとなっている。

今般、厚生労働省から日本医師会へ、現在の届出状況から、まだ届出を行っていない医師がいることが見込まれるため、速やかに届出いただくよう会員への再周知依頼があった。

医師届出票は、公的統計を作成する基礎資料となるだけでなく、国や都道府県における医師確保対策について検討する上でも重要な資料となるので、現時点で届出を行っていない場合には速やかに対応いただきたい（オンライン又は保健所）。休業中や現在診療に従事していない場合も含め、全ての医師に届出を行っていただく必要があるので注意されたい。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryojujisha-todokede-sys.html

（４）消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始に向けて

令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることとなっている。

インボイス制度においては、買手として消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスの保存が必要になる。売手として令和5年10月1日から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）となるためには、原則、令和5年3月末までに登録申請書を税務署に提出することとされているが、令和5年4月1日以降の提出でも令和5年9月30日までの申請については令和5年10月1日を登録開始日として登録される扱いとなる。

特に以下に該当する医療機関は、必ずご確認ください。

- ・消費税の納税が「一般課税方式」の医療機関等
- ・事業者宛に課税売上（健康診断等）の請求書や領収書を出す医療機関等

制度の詳細は、国税庁特設サイトを参照。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

（５）令和４年度人獣共通感染症研修会の録画映像のオンデマンド配信について

令和５年２月１日に行った標記研修会（滋賀県医師会・滋賀県獣医師会主催）をオンデマンド配信します。今回の研修会では最近話題となった感染症を取り上げています。人間の感染症の多くは動物由来と考えられます。知ることは治療や予防のはじめです。

ぜひ、お時間のある時にご覧ください。内容は下記のとおりです。

講演１「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の現状について」

国立感染症研究所 獣医科学部 部長 前田 健 先生

講演２「オウム病の集団発生事例について」

滋賀県健康医療福祉部 感染症対策課 主幹 鈴木 智之 先生

配信期間：令和５年４月３日（月）～４月９日（日）

（注）日本医師会生涯教育制度の単位は取得できません。

（６）新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について（ワクチン接種も含む）……………（総務資料１）p. 5

（７）医学部卒業後５年間の会員にかかる会費等について、滋賀県医師会の取り決めに伴う当医師会の会費減免規程の改定について……………（総務資料２）p. 14

滋賀県医師会の取り決め

◇会費：Ｃ会員及び医学部卒業後５年間のＢ会員の会費は、０円

※医学部卒業後５年間であっても、A会員は所定額

◇Ｃ会員及び医学部卒業後５年間のＢ会員に関する取り決め：

- ・本会発行の定期刊行物の取扱い

〔 会報 ⇒本会ホームページ会員専用ページから閲覧(令和５年４月号から)
 滋賀医学 ⇒印刷物を配布

（８）令和５年度予防接種(個別)実施上の変更点……………（総務資料３）p. 15

- (9) 「湖南甲賀圏域コロナウィルス感染症地域外来センター」の1か月延長について
終了予定 令和5年3月31日 → 令和5年4月30日 → 延長
- (10) 滋賀県下の検案体制強化のためのアンケート結果について…… (総務資料4) p.16
- (11) 草津栗東医師会 令和5年度 行事計画表について…………… (総務資料5) p.19
- (12) 令和5年度草津栗東医師会の会費減免規程に伴う申請について
令和5年4月3日より会費減免を受け付けます。
滋賀県医師会の減免申請における審査結果の写しを添付して、令和5年5月末日までに草津栗東医師会事務局まで申請してください。申請用紙は、草津栗東医師会 HP「会員専用ページ」からダウンロードできます。
- (13) 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について…… (総務資料6) p.20
市立長浜病院
- (14) 当医師会ホームページのB会員専用パスワードの変更について
令和5年3月31日業務終了後より： kusakuri2022 → kusakuri2023

【学 術 部】

[医 療 安 全]

- (1) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 195 照合の未実施による誤った患者への検査・処置」について

「診察時の患者取り違え」を医療安全情報 No. 25 で、「放射線検査での患者取り違え」を医療安全情報 No. 73 で取り上げ、患者自身に氏名を名乗ってもらうよう注意喚起を行われてた。その後、患者を呼び込んだ際に、患者に氏名等を言ってもらったにもかかわらず、医療者が手元の情報と照合しなかったため、誤った患者に検査や治療・処置を実施した事例が5件報告されているのでご留意願いたい(集計期間：2019年1月1日～2022年12月31日)。

なお、事例が発生した医療機関の取り組み等について、以下のとおりお知らせするので、自施設に合った取り組みを検討していただきたい。

[事例が発生した医療機関の取り組み]

- ・患者に氏名と生年月日など二つの情報を言ってもらい、医療者側の情報(電子カルテの画面など)と照合する。

○公益財団法人 日本医療機能評価機構 HP 参照 <https://www.med-safe.jp/>

[生 涯 教 育]

- (1) 令和4年度日本医師会生涯教育制度への申告について

標記について、日医雑誌3月号に申告書用紙が同封されているが、本会では県医師会による一括申告を実施しているので、本申告書を用いて直接日医へ申告しないようお願いしたい。

なお、5月頃に本会から各会員宛に令和4年度の取得単位票および申告意思確認書を送付するので、その際に受講記録を確認のうえ、一括申告に同意いただきたい。

【保 険 部】

- (1) オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置の申請期限等について

【日医発第2376号】…………… (保険資料1) p.21

経過措置の届出期限については、令和5年3月31日までとなっている。経過措置を受ける予定でまだ届出

を行っていない医療機関は令和 5 年 3 月 31 日までに経過措置の届出をお願いしたい。

※別添 1 のとおり

(2) 後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて

【日医発第 2345 号】

(県医師会報 4 月号に掲載予定)

(3) リンゾック錠 7.5mg 及び同錠 15mg の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について 【日医発第 2230 号】

(県医師会報 3 月号の 49 ページに掲載済)

(4) 公知申請に係る事前評価が終了し、医薬品医療機器等法に基づく承認事項の一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて 【日医発第 2335 号】

(県医師会報 3 月号の 49 ページに掲載済)

(5) 公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて【日医発第 2001 号】

(県医師会報 4 月号に掲載予定)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/iyaku/>

(6) 医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて 【日医発第 2343 号】

(県医師会報 4 月号に掲載予定)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の適応外使用に係る保険診療上の取扱いについて」のコーナーに掲載済

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiougai/>

(7) 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について（出産育児一時金等の支給総額について） 【日医発第 2182 号】

(県医師会報 3 月号の 50 ページに掲載済)

(8) 令和 5 年 3 月以降の東日本大震災による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

【日医発第 2227 号】(県医師会報 3 月号の 50～51 ページに掲載済)

(9) 近畿税理士国民健康保険組合における被保険者証の更新について

(県医師会報 3 月号の 51 ページに掲載済)

近畿税理士国民健康保険組合（保険者番号 2 7 3 1 0 2）

- ・更新の時期：令和 5 年 4 月 1 日付け（有効期限：令和 7 年 3 月 3 1 日）
- ・新証の色：ピンク色
- ・サイズ：カードサイズ
- ・問合せ先：資格徴収係 TEL 06-6941-3243

(10) 医療機器の保険適用について(3 月 1 日保険適用分)及び「医療機器の保険適用について」の一部訂正について 【日医発第 2278 号】【日医発第 2312 号】

(11) 令和 5 年 3 月 31 日付けで廃止となる経過措置医薬品について

(社保支払基金ホームページ https://www.ssk.or.jp/shinryohoshu/keikasochi/shinsajoho_01.html を参照)

〔その他〕

(12) 資格関係誤りレセプトの発生防止について

- ・例年3月から4月にかけては、保険者の解散・合併、患者の就職・退職等で資格の変更が多くなる。単なるレセコンデータの入力誤りだけではなく、窓口で「保険証の確認」を行い、診療録等への転記を行っていても、レセコンデータの修正をせずに保険請求されている例が例年見受けられるので、十分ご留意願いたい。

(13) 各種施設基準の届出について

- ・開設者が変更になった場合、移転開設した場合、医療法人化した場合、診療所から病院あるいは病院から診療所へ変わった場合等は、従前の保険医療機関を廃止し、改めて新規指定申請の手続きを行うことになる。このことに伴い、従前に届出していた健康保険法上の施設基準等も改めて届出が必要となる。

上記の届出を行わなかった場合は、届出が行われていないこととなり、届出漏れが判明した時点で、届出漏れの事項に係る診療報酬の返還請求が行われることになるので、十分ご留意願いたい。

☆施設基準等の届出書提出先・問合せ先

近畿厚生局滋賀事務所審査課

〒520-0044 大津市京町三丁目 1-1 大津びわ湖合同庁舎 6 階 TEL077-526-8114

(14) 県医師会報令和5年3月号74ページ「保険診療Q&A」欄の訂正について

..... (保険資料 2) p. 24

→症例2のA&C2について、別添2のとおり訂正させていただきます。

【公衆衛生部】

〔地域保健〕

(1) 「新型コロナワクチン 予診票の確認のポイント Ver9.1」について

本年2月17日付けで、標記がVer9.1に改訂されたのでご確認願いたい。

〔主な改訂内容〕

- ・モデルナ社オミクロン株対応2価ワクチン対象年齢変更
- ・モデルナ社ワクチン（従来型）に関する記載の削除

詳細は、以下ホームページを参照。

厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html

日本医師会 HP

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009822.html

(2) 医療機関、介護施設等でのマスクの着用について

マスクの着用について、2023年3月13日から個人の判断に委ねられることになったが、医療機関や介護施設等では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大を防ぐため、引き続きのマスクの着用が推奨されている。

これらの措置を受けて、日本医師会が、医療機関・介護施設等でのマスクの着用を呼び掛けるポスターを作成したので、下記ホームページからダウンロードの上、ご活用願いたい。

【日本医師会ホームページ】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/003241.html

(3) 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」の改訂について (11 版)

今般、同手引きが改訂された。5～11 歳用ファイザー社 2 価ワクチンに係る記載の追記、武田ワクチンの追加接種対象年齢の引き下げに係る記載の追記・修正したことが、主な改訂内容である。

詳細は、厚生労働省 HP を参照。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryokikanhenno_oshirase.html

(4) 特定健診・特定保健指導等「令和 5 年度 契約の概要」について

標記手引きについて、3 月末に各実施機関宛に本会から発送予定である。昨年と同様に説明会は開催しないので、各実施機関におかれては手引きを確認いただき、ご対応願いたい。

なお、「実施要綱【保存版】(冊子：ピンク色／令和 3 年 3 月配布)」は、改めて配布をしないので、お手元の冊子を引き続きご活用いただきたい。

(5) 赤道ギニア共和国におけるマールブルグ病の発生に係る注意喚起について

厚生労働省から、赤道ギニア共和国保健省及び世界保健機関 (WHO) より、令和 5 年 2 月 13 日 (現地時間)、赤道ギニア共和国において同国初となるマールブルグ病患者の確定例 (2 月 12 日時点で、同国の Kie Ntem 県で、9 例の疑い死亡例、16 例の疑い例) が報告された旨の周知依頼があった。

ついては、各医療機関においては、当該地域に渡航された方が医療機関を受診された場合には、マールブルグ病を念頭に置いた診療を行うようお願いしたいとのことであるのでご留意願います。

(6) HPV ワクチンの接種に係る医療機関向け研修会の動画配信について

厚生労働省より、令和 4 年度 HPV ワクチンの接種に係る医療機関向け研修会を動画配信について周知方依頼があった。概要は下記のとおり。

○動画 URL : <https://www.youtube.com/watch?v=FYTahWwY0c0>

○議題 : ①開会挨拶

②診療マニュアルの紹介

③子宮頸がんの現状・治療と検診

④接種前・接種時の説明接種後症状に対するファーストタッチ医の役割

⑤拠点病院、協力医療機関の役割

⑥模擬症例について①～③

⑦質疑応答

⑧接種時の注意点など (動画)

⑨副反応疑い報告制度および健康被害救済制度について

HPV ワクチンに関する施策について

⑩閉会挨拶

○問い合わせ先 : 厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

TEL : 03-3595-3287 (内線 2377) E-mail : kobatake-hiroshi.00x@mhlw.go.jp

【産 業 保 健 部】

[産 業 保 健]

(1) 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令、労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行に係る周知について

労働安全衛生法施行令第 23 条に定められる健康管理手帳の交付対象に三・三' ―ジクロロ―四・四' ―ジアミノジフェニルメタンによる尿路系腫瘍が追加された。

【関連ページ URL（厚生労働省 HP）】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage30051.html>

日本医師会 HP メンバーズルームへのアクセスについて

日本医師会 HP <https://www.med.or.jp/>

「メンバーズルーム」をクリック

ユーザーID：日本医師会 ID 番号

（日医雑誌が送付される際のビニール製封筒に貼付の

宛名ラベルに記載された 10 桁の番号）

パスワード：誕生日（西暦の下 2 桁、月、日）

入力例）1950 年 4 月 1 日生まれ → 500401

4、ホームページ会員向けサイトへの「お知らせ」掲載一覧

- 2/24（金）滋賀医科大学 令和 4 年度院内感染対策に関する合同カンファレンスの開催について
- 2/24（金）湖南広域休日急病診療所 診療（受付）状況速報 2月23日
- 2/24（金）おたふくかぜワクチン接種後の副反応に関する全国調査への協力依頼について（周知）
- 2/27（月）湖南広域休日急病診療所 診療（受付）状況速報 2月26日
- 2/27（月）診療・検査医療機関における受診者数等の報告方法の変更について
- 2/28（火）「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第9.0 版」の一部訂正について
- 3/1（水）【日医発】新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への変更後の発熱外来診療体制の維持・充実に向けて（協力要請）
- 3/1（水）大津赤十字病院「ご紹介患者さま担当医師名一覧表」
- 3/2（木）HPVワクチンの接種に係る医療機関向け研修会の動画配信について
- 3/3（金）【滋賀医科大学付属病院】外来診察医予定表 3月
- 3/6（月）湖南広域休日急病診療所 診療（受付）状況速報 3月5日
- 3/6（月）新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関へ配分について（別紙及び質疑応答集の修正）
- 3/7（火）マスク着用の考え方「令和 5 年3 月13 日からはマスク外してよし！」について
- 3/9（木）風しんの追加的対策に係る令和 5 年度の対応について（協力依頼）
- 3/9（木）新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬（パキロビッド®パック）の医療機関及び薬局への配分について（別紙、質疑応答集の改正）
- 3/9（木）新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬ゾコーバ錠125mgの医療機関及び薬局への配分について
- 3/10（金）感染症週報（令和5年度第9週）
- 3/10（金）【日医発】新型コロナウイルス感染症対策医療機関向けガイドラインの改訂および医療機関等におけるマスク着用のお願いポスターについて
- 3/10（金）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について
- 3/10（金）「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について
- 3/11（土）B. 1. 1. 529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

- 3/13 (月) 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」の改訂について (11 版)
- 3/15 (水) 新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「チキサゲビマブ及びシルガ」の医療機関への配分について (質疑応答集の修正)
- 3/15 (水) 厚生労働省のHIVに関する情報サイト「HIVマップ」上にサル痘啓発ページの掲載について情報提供がありました
- 3/15 (水) 令和 5 年度二次救急 (内科・外科系) 診療当番日・小児救急診療当番日
- 3/16 (木) 滋賀県感染症発生動向調査事業報告書
- 3/16 (木) 原油価格・物価高騰対策支援金 (医療機関) のご案内
- 3/17 (金) 感染症週報 (令和5年度第10週)
- 3/20 (月) 9 価HPVワクチン定期接種化に関するリーフレット作成及び改訂について
- 3/22 (水) 新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬 (パキロビッド®パック) の薬価収載に伴う医療機関及び薬局への配分等について (その 2) (周知)
- 3/22 (水) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う定期の予防接種の実施に係る対応について
- 3/23 (木) 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について

5、滋賀県医師会 講演会・研修会等のご案内…………… (総務資料 7) p. 26

6、滋賀県医師会 3 月以降 行事予定表…………… (総務資料 8) p. 27

7、当医師会の 4 月行事予定表…………… (総務資料 9) p. 32

【共催】

講演会名：第 199 回草津栗東医師会循環器研究会

開催日時：2023 年 4 月 19 日 (水) 20:00～21:30

講 師：滋賀医科大学 心臓血管外科 教授 鈴木 友彰 先生

演 題：『未定』

開催場所：クサツエストピアホテル (Zoom にて WEB 配信による視聴と会場参加)

共 催 名：第一三共株式会社

☆☆☆医協連絡事項☆☆☆

1. インボイス制度個別相談会のご案内

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。医療機関でもインボイスの発行事業者となったほうがいい場合もあります。各医療機関によって色々なケースが考えられるため、4月末日までの間に税理士による無料の個別相談会を実施いたします。医協ニュース2月号の折込をご覧ください、お気軽にお申し送りください。

2. 子どもの笑顔はぐくみプロジェクト支援について

昨年度に引き続き、今年度も「医療用品カタログ GooDs」の売り上げの一部から総額70万円を県社会福祉協議会「はぐくみ基金」へ寄付をさせていただきました。多くの組合員の皆様にご利用いただき、誠にありがとうございました。

令和5年度も「医療用品カタログ GooDs」を通じて社会貢献活動を継続いたしますので、引き続き多くの皆様にご利用いただきますよう、お願いいたします。

3. 「全医協連 医療機関トラブル賠償補償制度」満期更改のご案内

全国医師協同組合連合会を団体契約とした、従業員様の業務災害（通勤途上や就業中のケガ等）や雇用トラブル（ハラスメント等）における、医療機関への賠償リスクを補償する団体保険が令和5年4月1日で満期を迎えます。商品改定により団体割引が約35%から約43%に拡大されます。ご加入者様には更新の案内をお送りしておりますのでご確認ください。ご加入いただいていない組合員様は是非この機会にご検討ください。

【保険料比較】 例：従業員5名の場合

	充実型	安心型	基本型
旧月額保険料	11,980 円	6,540 円	4,020 円
新月額保険料	11,000 円	5,980 円	3,660 円

4. 組合へのお届出について（お願い）

下記の事由が発生した場合は、お手続きが必要となります。お手数ですがお早めに事務局までご連絡をお願いいたします。

【主な届出事項】

法人化、法人代表者変更、事業承継、廃業、振替口座変更、住所・電話番号等変更（医院・自宅）、その他変更・訂正がある場合 など

法人化や事業承継など事由によっては、医師賠償責任保険等ご加入保険の各種手続きが必要となる場合があります。お届出もれの無いよう、今一度ご確認をお願い申し上げます。

お問い合わせ：滋賀県医師協同組合 TEL:077-516-8660 FAX:077-553-6770

新型コロナウイルスワクチン接種について

令和5年3月25日 草津市・栗東市

1. 接種実績（3月20日時点VRSより【滋賀県提供資料より抜粋】）

①オミクロン株対応ワクチンの接種状況

草津市		栗東市		滋賀県		全国	
接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
57,439回	47.4%	28,038回	45.6%	607,984回	48.1%	55,983,518回	49.0%

※人口は令和4年1月1日(4日)時点の住民基本台帳による

草津市人口

121,136人

栗東市人口

61,504人

滋賀県人口

1,264,720人

全国人口

114,150,772人

②小児（5～11 歳）接種の状況

	草津市		栗東市		滋賀県		全国	
	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
1回目	1,841回	18.4%	916回	17.7%	16,486回	17.5%	1,761,143回	24.1%
2回目	1,792回	17.9%	889回	17.2%	15,801回	16.8%	1,702,877回	23.3%
3回目	706回	7.1%	319回	6.2%	6,037回	6.4%	670,128回	9.2%

※人口は令和4年1月1日(4日)時点の住民基本台帳による

草津市人口

9,985人

栗東市人口

5,174人

滋賀県人口

94,152人

全国人口

7,317,297人

③乳幼児（6 か月～4 歳）接種の状況

	草津市		栗東市		滋賀県		全国	
	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
1回目	173回	3.1%	62回	1.9%	1,193回	2.4%	165,237回	4.1%
2回目	163回	2.9%	56回	1.7%	1,071回	2.1%	147,035回	3.7%
3回目	90回	1.6%	33回	1.0%	502回	1.0%	70,620回	1.8%

※人口は令和4年1月1日(4日)時点の住民基本台帳による

草津市人口

5,533人

栗東市人口

3,318人

滋賀県人口

50,679人

全国人口

4,005,601人

2. 今後の新型コロナワクチン接種について

・令和5年度の1年間(令和5年4月1日～令和6年3月31日)は特例臨時接種として期間が延長され、接種継続されます。(自己負担なし)

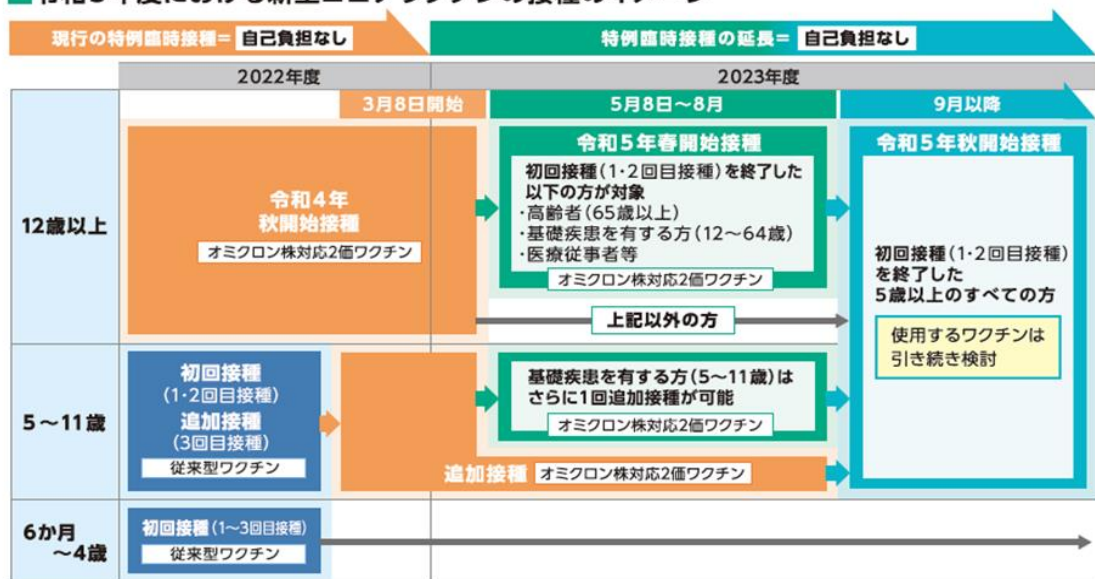
・令和5年春開始接種(5月8日～8月末まで(予定))は65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者等に接種を行うとともに、医療機関や高齢者施設、障がい者施設等の従事者にも接種機会を提供することとなります。初回接種(1・2回目)が完了し、かつ、最終接種から少なくとも3か月を空けて、オミクロン株対応2価ワクチンを接種します(12歳以上の者に対する令和4年秋開始接種は5月7日をもって終了)。

・令和5年秋開始接種(令和5年9月～)は追加接種可能な5歳以上の全ての人が接種対象者となり、使用ワクチンは今後、国で検討予定です。

・初回接種は特例臨時接種の実施期間である令和5年度の1年間は引き続き、生後6か月以上の全ての未接種者を対象に従来型ワクチンを接種します。

※第一期追加接種及び第二期追加接種については、令和5年3月31日をもって終了

令和5年度における新型コロナワクチンの接種のイメージ



(※)3月8日以降は追加接種にはオミクロン株対応2価ワクチンを用いることになります。

【基礎疾患を有する者の範囲について】(R5.2.22 厚生労働省分科会資料より抜粋)

① 基礎疾患を有する者・・・以下のとおり

18歳未満の方の場合

- 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方
1. 慢性呼吸器疾患
 2. 慢性心疾患
 3. 慢性腎疾患
 4. 神経疾患・神経筋疾患
 5. 血液疾患
 6. 糖尿病・代謝性疾患
 7. 悪性腫瘍
 8. 関節リウマチ・膠原病
 9. 内分泌疾患
 10. 消化器疾患・肝疾患等
 11. 先天性免疫不全症候群、HIV感染症、その他の疾患や治療に伴う免疫抑制状態
 12. その他の小児領域の疾患(高度肥満、早産児、医療的ケア児、施設入所や長期入院の児、摂食障害)

18歳以上の方の場合

1. 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方
 - ① 慢性の呼吸器の病気
 - ② 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
 - ③ 慢性の腎臓病
 - ④ 慢性の肝臓病(肝硬変等)
 - ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 - ⑥ 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
 - ⑦ 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。)
 - ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - ⑨ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - ⑩ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
 - ⑪ 染色体異常
 - ⑫ 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
 - ⑬ 睡眠時無呼吸症候群
 - ⑭ 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)
2. 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方

② その他重症化リスクが高いと医師が認める者

- ・明確な基準は無く、医師(予診医)が医学的見地から総合的に重症化リスクを判断。

【公的関与（接種勧奨・努力義務）の有無について】（R5.3.17 滋賀県担当者会議資料より抜粋）

令和 5 年春開始接種以降の追加接種については、高齢者（65 歳以上）および基礎疾患を有する方（5～64 歳）以外は、予防接種法上の自治体の接種勧奨（第 8 条）と本人（保護者）の努力義務（第 9 条）の規定の適用を除外する。

		令和5年度		
		令和4年秋開始接種	令和5年春開始接種	令和5年秋開始接種
12歳以上	高齢者(65歳以上)	あり(令和5年5月7日まで)	あり	あり
	基礎疾患を有する方(12～64歳)		なし	なし
	医療従事者等			
	上記以外の者			
5～11歳	基礎疾患を有する方(5～11歳)	あり(令和5年5月7日まで)	あり	あり
	上記以外の者	あり(令和5年5月7日まで) なし(令和5年5月8日から8月まで)		なし
初回接種未接種者 (生後6ヶ月以上のすべての者)		あり		

【小児（5～11 歳）へのオミクロン株（BA.4-5）対応 2 価ワクチンの接種について】

・2 月 28 日に薬事承認されたことを踏まえ、令和 4 年秋開始接種に位置づけられました。

①接種対象者

初回接種（1・2 回目）を完了（従来株による追加接種（3 回目接種）をしている場合も含む。）し、前回接種の終了後 3 か月以上経過した全ての 5 歳以上 11 歳以下の者に対して接種可能とする。

②接種期間

- ・令和 5 年 3 月 8 日～令和 5 年秋開始接種開始（具体的な期日は今後お示しする予定）までの間。
- ・令和 5 年春開始接種の開始日（5 月 8 日）以降においては、基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認めるものについては、令和 4 年秋開始接種の実施の有無を問わず、令和 5 年春開始接種として 1 回の接種を行うこととし、それ以外の基礎疾患がない者については、令和 4 年秋開始接種を未実施である場合に限り、令和 4 年秋開始接種として 1 回の接種を行うこととする。

3. 両市の接種体制について

国より今後の接種体制については、安定的な制度の下での接種を見据えると、個別医療機関を中心とする体制への移行を進めることが適当との通知がございました。新型コロナワクチンの個別接種に引き続きご協力を賜りたく、お力添えのほど何卒よろしくお願い申し上げます。

【1. 接種期間】

令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日まで（1 年間）

【2. 接種間隔】

前回接種から 3 か月以上

【3. 初回接種および令和5年春開始接種体制について】

		草津市	栗東市
個別接種	実施場所	生後6カ月～4歳：調整中（令和4年度実施医療機関様には継続依頼中） 5歳～11歳：調整中（令和4年度実施医療機関様には継続依頼中） 12歳以上：調整中（令和4年度実施医療機関様には継続依頼中）	
	開始時期	初回接種：～令和6年3月末 令和4年秋開始接種：～令和5年5月7日（5歳～11歳は8月末まで） 令和5年春開始接種：令和5年5月8日～8月末	
	使用ワクチン	初回接種：従来株ワクチン（ファイザー社、ノババックス） 令和4年秋開始接種：※オミクロン株対応2価ワクチン（ファイザー社） 令和5年春開始接種：※オミクロン株対応2価ワクチン（ファイザー社） ※5歳から11歳は小児用オミクロン株対応2価ワクチン（ファイザー社）	
集団接種	実施場所	未定（規模は縮小）	アル・プラザ栗東を予定（規模は縮小）
	開始時期	5月中旬～	5月下旬頃～
	使用ワクチン	オミクロン株対応2価ワクチン（モデルナ社）	オミクロン株対応2価ワクチン（ファイザー社）

【4. 接種券について】

接種券付き一体型予診票及び接種済証の様式は従来のものから特段変更は行われません。引き続き、各様式の接種回数欄には、当該被接種者にとっての通算接種回数が印字されます。各医療機関での接種の際には、接種券付き一体型予診票にて前回接種日を必ずご確認の上、接種を進めていただきますようお願いいたします。

栗東市

接種券は下記の対象者に、従来通り、前回接種日から次回接種が可能となる接種日の約1週間前を目安に住所地に送付予定です。ただし、オミクロン株対応2価ワクチンの未接種者は、手元にある接種券（3回目以降の接種券）で令和5年度も引き続き接種可能であるため、接種券の発送はしません。

65歳以上	基礎疾患等がある人および医療機関・施設従事者等
全員送付	4回目接種の際に接種券を発行した人を対象として送付 ※4回目時に申出されなかった方および5～17歳の基礎疾患がある方は電子申請またはコールセンターに申出された方に発送

草津市

下記のとおり送付予定です。過去の接種券は使用できません。

区分	65歳以上	60～64歳	5～59歳
発送方法	① 一斉発送 ※60～64歳のうち、接種対象者は基礎疾患等ある人のみ		② 4回目時基礎疾患申出者に発送
			③ 4回目時に申出されなかった方および5～17歳の基礎疾患がある方は電子申請またはコールセンターに申出された方に発送

【5. 令和5年春開始接種までのスケジュール（予定）】

3月下旬	市ホームページにて周知
4月下旬	対象者に接種券発送
5月上旬	予約受付開始・個別医療機関で接種開始
5月中旬以降	集団接種開始

令和5年(2023年)3月14日
健康医療福祉部感染症対策課

感染症法上の位置づけ変更に伴う 医療提供体制及び公費支援の見直し等について

1

位置づけ変更に伴う医療提供体制・公費支援の見直し等について 【令和5年3月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定】

令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部において、5月8日から新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける旨決定。

医療提供体制等については3月上旬を目途に具体的な方針を示す旨示されていたが、3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部において、方針が決定。9月末までを目途に入院調整本部や病床の確保、治療薬にかかる医療費の公費支援等、現行制度を一定継続する。

位置づけの変更後に、大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が異なる状況になれば、ただちに必要な対応を講じる。「指定感染症」や「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけ、行動制限の要否を含めた感染対策を決定することに加え、必要な方が適切な医療にアクセスできるよう、病床や外来の医療提供体制の確保を行う。

新型インフルエンザ等感染症

- 入院措置などの行政の強い関与
- 限られた医療機関による特別な対応

5 類 感 染 症

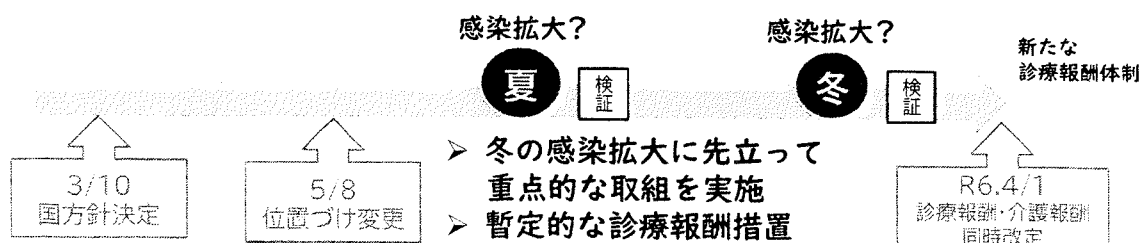
- 幅広い医療機関による自律的な通常の対応
- 行政は医療機関支援などの役割に

医療提供体制

幅広い医療機関でコロナ患者が受診できる医療体制に向けて、必要となる感染対策や準備を講じつつ国民の安心を確保しながら段階的に移行

入院・外来の医療費

急激な負担増が生じないよう、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続



2

基本対応策

- 行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行。
- 新型コロナにこれまで対応してきた医療機関に引き続き対応を求めるとともに、新たな医療機関に参画を促すための取組を重点的に進める。
- 暫定的な診療報酬措置を経て、令和6年4月にコロナ対応を組み込んだ新たな診療報酬体系による医療体制へ移行(この間、感染拡大への対応等を検証し、必要な見直しを行う)。
- 各都道府県による「移行計画」の策定、設備整備等の支援を通じて、冬の感染拡大に先立ち、対応する医療機関の維持・拡大(外来の拡大や軽症等の入院患者の受入れ)を強力に促す。
- 入院調整についても、まずは軽症等の患者から医療機関間による調整の取組を進める。秋以降は、重症者等の患者について医療機関間による調整の取組を進めることを基本に対応する。これにより、他の疾病と同様に入院の要否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行。
 - 地域包括ケア病棟等での受入れの促進、医療機関間での病床の状況を共有しやすくする仕組みの普及など必要な支援を行うとともに、現行の支援策について必要な見直しを実施。

3

外来医療提供体制

今後に向けた目指すべき取組	当面の対応として継続する取組
1. 感染対策の見直し ➤ <u>感染対策について効率的な対応へ見直し</u> ➤ <u>設備整備や個人防護具の確保などの支援</u>	□ 外来医療体制の維持 ➤ <u>医療機関名等を公表する仕組みを当面継続</u> ➤ 外来のひっ迫回避のため、重症化リスクの低い者への<u>自己検査・自宅療養の呼びかけ</u>(自己検査キットや解熱鎮痛剤の常備を含む)、<u>受診相談センター等の取組は、継続。</u>
2. 応招義務の整理 ➤ コロナに罹患又はその疑いのみを理由とした診療拒否は「<u>正当な事由</u>」に該当しないことを明確化	□ 医療機関数の維持・拡大 ➤ 定期的に対応医療機関数を把握しつつ、広く一般的な医療機関での対応を目指し、<u>医療機関数の維持・拡大を促す。</u>
3. 医療機関や自治体への周知 ➤ 「診療の手引き」や感染対策の見直し、応招義務の整理等について分かりやすい啓発資料を作成	

4

入院医療提供体制

3月15日以前に策定する計画	3月15日以後に策定する計画
1. 自治体による移行計画の策定 ➢ 各都道府県において、冬の感染拡大までの間、<u>新たな医療機関による軽症・中等症Ⅰ患者の受入れを進めること</u>、医療機関間による入院調整を進めること等を内容とする<u>9月末までの「移行計画」を4月中に策定</u>。 2. 感染対策の見直し(再掲) ➢ <u>感染対策について効率的な対応へ見直し</u> ➢ <u>設備整備や個人防護具の確保などの支援</u> 3. 応招義務の整理(再掲) 4. 医療機関や自治体への周知(再掲)	□ 病床確保料の継続・見直し ➢ 病床確保料について、<u>9月末までを目途とした措置とし、その後の対応については「移行計画」に基づく取組の進捗状況等を踏まえ、必要な見直しを行う。</u> ➢ 診療報酬特例の見直しに連動して<u>病床確保料の補助単価、休止病床の範囲の見直しを行う。</u> □ 臨時の医療施設の継続の取扱い ➢ 都道府県が<u>高齢者や妊婦の患者の受入れ、救急搬送への対応等のため特に必要と判断する場合</u>には、医療施設として当面存続。 □ 新たな医療機関による受入れの促進 ➢ 全病院で対応することを目指し、<u>新たに軽症・中等症Ⅰ患者の受入れを促す</u>。特に、<u>高齢者を中心に、「地域包括ケア病棟」等での受入れを推進。</u> ➢ 従来、確保病床を有していた医療機関は、<u>重症者・中等症Ⅱ患者への重点化を目指す。</u> ➢ 「移行計画」には、直近のオミクロン株の流行時における入院者数を想定した上で、具体的な患者像を念頭に置きつつ、<u>新たな医療機関による受入れの具体的な方針や目標等を記載。</u>

5

入院調整

3月15日以前に策定する計画	3月15日以後に策定する計画
1. 自治体による移行計画策(再掲) ➢ 新たな医療機関による軽症・中等症Ⅰ患者の受入れを進めること、<u>医療機関間による入院調整を進めること</u>等を内容とする<u>9月末までの「移行計画」を4月中に策定</u>。	□ 入院調整本部の継続 ➢ <u>円滑な移行のため、当面「入院調整本部」等の枠組みを残す。</u> □ 医療機関間による調整の促進 ➢ 原則、<u>医療機関間による調整への移行を促すため、「移行計画」で定めた方針などに基づき、まずは軽症・中等症Ⅰの患者から医療機関間による調整の取組を進める。</u>秋以降は、<u>重症者・中等症Ⅱ患者について医療機関間による調整の取組を進めつつ、病床確保にかえて重症者・中等症Ⅱ患者向けの対応を行った医療機関への支援などを検討。</u> ➢ 病床の状況を共有するため、G-MISなどITの活用を推進(入力項目の簡素化等、より使いやすくするための見直し等)する。 ➢ 妊産婦、小児、透析患者については、都道府県における既存の調整の枠組みへの移行を進める。

6

療養体制

5月8日(土)付け変更後の取組

□ 自宅療養体制

- 自宅療養者への対応について、外来や救急への影響緩和のため、発熱時等の受診相談機能や体調急変時の相談機能を継続するとともに、ハイリスク者への電話・オンライン診療、訪問看護などの取組を継続。陽性者の登録機能やプッシュ型の健康観察については終了。

□ 宿泊療養施設

- 隔離のための宿泊療養施設は位置づけの変更と同時に終了。
- ただし、高齢者や妊婦の療養のための宿泊療養施設は、入院とのバランスを踏まえた自己負担を前提に、9月末まで継続。

7

療養体制(つづき)

5月8日(土)付け変更後の取組

□ 高齢者施設における対応

- ・ 高齢者施設には、重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、入院が必要な高齢者は、適切かつ確実に施設から入院できる体制を確保しつつ、施設における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等の各種の政策・措置は、当面継続。

【主な政策・措置】

- ・ 陽性者が発生した場合の周囲の入所者への検査や従事者への集中的検査
- ・ 相談、往診(オンライン診療含む)、入院調整等を行う協力医療機関の事前の確保
- ・ 施設内療養を行う高齢者施設への補助
- ・ 退院患者の受入促進のための介護報酬上の特例
- ・ その上で、高齢者施設における感染対策、介護従事者の訓練、医療機関との連携強化などの取組を推進するためのさらなる方策を検討する。
- ・ 障害者施設についても同様に、引き続き必要な取組を進める。

8

患者等に対する公費支援の取扱い

- 位置づけ変更による急激な負担増を回避するため、医療費の自己負担等一定の公費支援について期限を区切って継続。

項目	具体的な措置など
外来医療費の自己負担軽減	➢ <u>新型コロナ治療薬の費用の公費支援</u>については、<u>まずは9月末まで措置し</u>、その後の取扱いについては、冬の感染拡大に向けた対応を検討。 ➢ <u>治療薬以外の外来医療費</u>については、<u>位置づけの変更により終了</u>(季節性インフルエンザ並の負担額を想定)。
入院医療費の自己負担軽減	➢ <u>入院医療費</u>に関しては、<u>まずは9月末まで、高額医療費制度の自己負担限度額</u>(年齢や所得により上限額が設定)から、<u>2万円を減額</u>(2万円に満たない場合はその額)。その後の取扱いについては検討。治療薬の費用については、外来医療費と同様、公費支援を実施。
検査の自己負担	➢ <u>発熱等の患者に対する検査</u>については、自己負担分の公費支援は<u>位置づけの変更により終了</u>。 ➢ <u>重症化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関、高齢者施設、障害者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査や従事者への集中的検査は、行政検査として</u>取り扱う。

9

診療報酬の取扱い（新型コロナの診療報酬上の特例の見直し①）

【参考】R5.3.10 新型コロナウイルス感染症対策本部決定 資料

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、令和5年5月8日以降、以下の考え方の下、診療報酬上の特例について見直しを行う。
- また、冬の感染拡大に先立ち、今夏までの医療提供体制の状況等を検証しながら必要な見直しを行う。その上で、令和6年度診療報酬改定において、恒常的な感染症対応への見直しを行う。

対応の方向性・考え方	現行措置（主なもの）	位置づけ変更後（令和5年5月8日～）	
空間分離・時間分離に必要な人員、PPE等の感染対策を引き続き評価 その上で受入患者を限定しないことを評価する仕組みへ	300点 【院内の感染対策が要件】	①300点 【対応医療機関の枠組みを前提として、院内感染対策に加え、受入患者を限定しない形で8月末までに移行】又は、 ②147点 【①に該当せず、院内感染対策を実施】	R6改定において恒常的な感染症対策への見直し
外来 届出の簡略化などの状況変化を踏まえて見直し 位置づけ変更に伴い、医療機関が実施する入院調整等を評価	250点 （3月は147点） 【発熱外来の標榜・公表が要件】 950点 【初診含めコロナ患者への診療】 ※コロナフリーブ投与時の特例（3倍）あり	— （R5.3月末に終了） 147点 【初診含めコロナ患者への療養指導（注）】 ※コロナフリーブ投与時の特例（3倍）は終了 （注）療養内の感染防止策や、重症化した場合の対応等の指導 950点/回 【コロナ患者の入院調整を行った場合】	
在宅 緊急往診は、重症化率の変化に伴う必要性の低下を踏まえて見直し 介護保険施設等での療養を支援する観点から同施設等に対する緊急往診は引き続き評価	2,850点 【緊急の往診】	950点 【緊急の往診】 ※介護保険施設等への緊急往診に限り2,850点を継続 950点 【介護保険施設等において、看護職員とともに、施設入所者に対してオンライン診療を実施する場合】	
往診時等の感染対策を引き続き評価	300点 【コロナ疑い/確定患者への往診】	(引き続き評価)	

3

10

診療報酬の取扱い（新型コロナの診療報酬上の特例の見直し②）			【参考】R5.3.10 新型コロナウィルス感染症対策本部決定 資料
対応の方向性・考え方	現行措置（主なもの）	位置づけ変更後（令和5年5月8日～）	
入院	①重症患者 ICU等の入院料:3倍 (+8,448～+32,634点/日)	①重症患者 ICU等の入院料:1.5倍 (+2,112～+8,159点/日)	医療体制の状況等を検証しながら判断
	②中等症患者等 救急医療管理加算:4～6倍 (3,800～5,700点/日)	②中等症患者等（急性期病棟等） 救急医療管理加算:2～3倍 (1,900～2,850点/日)	
	コロナ回復患者を受け入れた場合 750点/日 (さらに+1,900点は30日目まで、その後、+950点は90日目まで)	コロナ回復患者を受け入れた場合 750点/日 (60日目まで、さらに14日目までは+950点)	
	必要の感染対策を 引き続き評価	(引き続き評価)	
歯科	250～1,000点/日 (感染対策を講じた診療)	(引き続き評価)	医療体制の状況等を検証しながら判断
	300点/日 (個室での管理)	(引き続き評価)	
	250点/日 (必要な感染予防策を講じた上で リハビリテーションを実施)	(引き続き評価)	
調剤	298点 (治療の延期が困難なコロナ患者 に対する歯科治療の実施)	(引き続き評価)	医療体制の状況等を検証しながら判断
調剤	訪問対面500点、電話等200点 (自宅・宿泊療養患者に薬剤を届けた 上での訪問対面/電話等による 服薬指導の特例)	(引き続き評価) ※自宅・介護保険施設等への対応を評価 ※薬局におけるコロナ治療薬の交付は 服薬管理指導料:2倍(+59点又は+45点)	

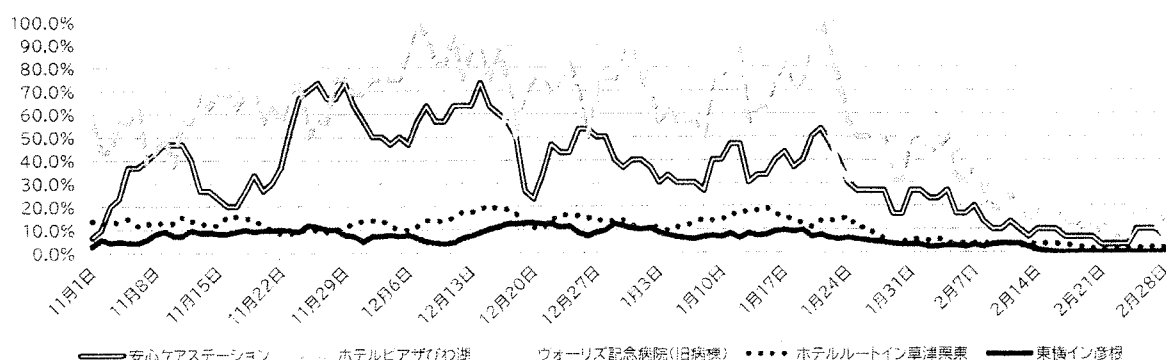
4

宿泊療養施設(東横イン彦根)、臨時の医療施設(滋賀県安心ケアステーション)の運用について

令和5年(2023年)3月14日
健康医療福祉部感染症対策課

- 第8波実績と3月10日国方針等を踏まえ、5月8日の位置づけ変更に先立ち、運用を変更
- 宿泊療養施設「東横イン彦根」については、3月末で運用を終了
- 臨時の医療施設「滋賀県安心ケアステーション」については、運用場所を移転
～3/24 淡海医療センター内(草津市内):30床
4/5～ ヴォーリス記念病院敷地内(近江八幡市内):20床
✓ 高齢者等のための宿泊療養施設と隣接。中等症以上・要介護度の高い患者等を臨時の医療施設、軽症・要介護度の低い患者等を宿泊療養施設で受け入れることで、介助・介護が必要な高齢者等の受入体制を集約化し、施設間の連携を強化。
- 位置づけ変更後の宿泊療養施設・臨時の医療施設のあり方については、4月中に策定予定の移行計画において検討。

各宿泊療養施設・臨時の医療施設の使用率(R4.11～R5.2)



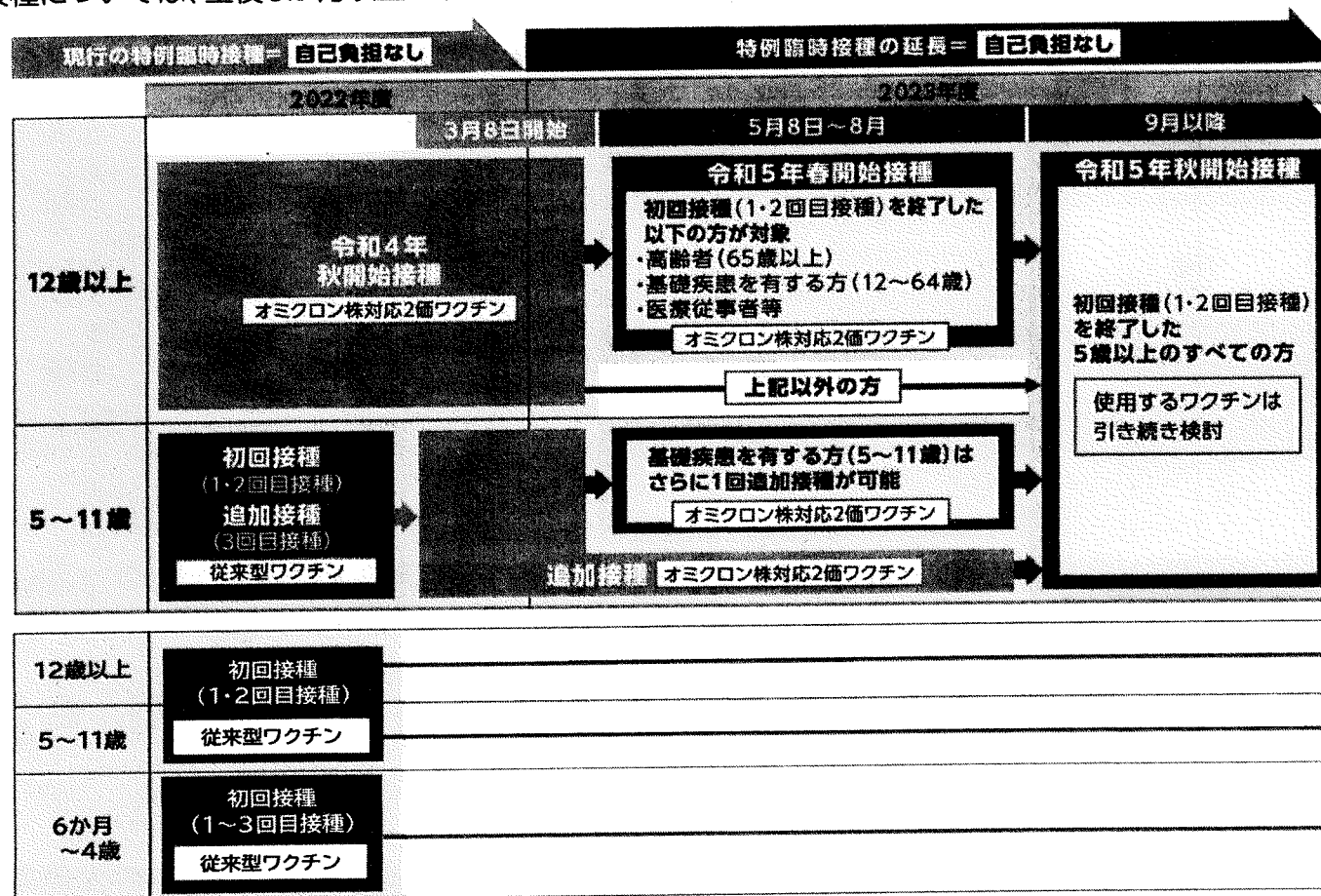
12

今後のワクチン接種について

令和5年3月16日
滋賀県ワクチン接種推進室

接種スケジュールについて

- 令和5年度の1年間は特例臨時接種を延長する。
- 高齢者(65歳以上)、基礎疾患を有する方(5～64歳)、医療従事者等に対しては、年2回の追加接種を行う。(令和5年春開始接種、令和5年秋開始接種)
- 上記以外の5歳以上のすべての方に対しては、年1回の追加接種を行う。(令和5年秋開始接種)
- 令和5年春開始接種は、令和5年5月8日から開始する。(令和4年秋開始接種は小児(5歳～11歳)を除き5月7日をもって終了)
- 初回接種については、生後6か月以上のすべての未接種者を対象に実施する。



※ 12歳以上の令和4年秋開始接種、令和5年春開始接種においては、ノババックス(従来型ワクチン)も使用可能

今後のワクチン接種について

公的関与(接種勧奨・努力義務)について

○令和5年春開始接種以降の追加接種については、高齢者(65歳以上)および基礎疾患を有する方(5～64歳)以外は、予防接種法上の自治体の接種勧奨(第8条)と本人(保護者)の努力義務(第9条)の規定の適用を除外する。

		令和5年度		
		令和4年秋開始接種	令和5年春開始接種	令和5年秋開始接種
12歳以上	高齢者(65歳以上)	あり(令和5年5月7日まで)	あり	あり
	基礎疾患を有する方(12～64歳)			
	医療従事者等		なし	なし
	上記以外の者			
5～11歳	基礎疾患を有する方(5～11歳)	あり(令和5年5月7日まで)	あり	あり
	上記以外の者	あり(令和5年5月7日まで) なし(令和5年5月8日から8月まで)		なし
初回接種未接種者 (生後6ヶ月以上のすべての者)		あり		

今後のワクチン接種について

ワクチン接種に係る令和5年度の国の財政支援制度(案)について

接種単価	単価:2,070円 (変更なし)
時間外・休日の接種に対する加算	時間外: +730円 休日: +2,130円 (変更なし)
6歳未満の接種に対する加算	+660円 (変更なし)
個別接種促進のための支援策 【診療所等が対象】	指定する2か月毎の間に、週100回以上の接種を4週間以上行う場合 ⇒ +2,000円/回 (週150回以上の単価は廃止) ※以下の要件が付される可能性あり 「1週間のうち、少なくとも1日は、土日祝日、夜間(18:00以降)、診療所の時間外に接種体制をとること」

一般社団法人草津栗東医師会会費減免規程新旧対照表

現 行	改 定 後
第 1 条 80 歳に達した会員は、その翌月から会費を全額免除する。 第 2 条 75 歳を超え 80 歳までの A 会員は会費の半額を免除する。 ただし、70 歳を過ぎて入会した会員については、入会日から 5 年間は免除の対象としない。 第 3 条 会員が、やむを得ない理由により 1 ヶ月を超えて休業したときは、その翌月から復業した月の前月までの会費を免除する。 第 4 条 A 会員からの医業収入額に応じた会費減免申請を可能とする。その適用条件は滋賀県医師会に準じるものとし、会費の半額を免除する。 第 5 条 その他必要な事項は、理事会において決定する。 付 則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。	第 1 条 80 歳に達した会員は、その翌月から会費を全額免除する。 第 2 条 75 歳を超え 80 歳までの A 会員は会費の半額を免除する。 ただし、70 歳を過ぎて入会した会員については、入会日から 5 年間は免除の対象としない。 第 3 条 会員が、やむを得ない理由により 1 ヶ月を超えて休業したときは、その翌月から復業した月の前月までの会費を免除する。 第 4 条 A 会員からの医業収入額に応じた会費減免申請を可能とする。その適用条件は滋賀県医師会に準じるものとし、会費の半額を免除する。 第 5 条 研修医および医学部卒業後 5 年間の B 会員の会費は全額免除する。ただし、医学部卒業後 5 年以内であっても A 会員は所定額を徴収する。(新設) 第 6 条 その他必要な事項は、理事会において決定する。 付 則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 令和 5 年 4 月 1 日改定

令和5年度予防接種（個別）実施上の変更点

※特に年月日の記載のないものは、令和5年4月1日から適用です。

項 目		留 意 事 項
変更点	ヒトパピローマウイルス感染症予防接種について（シルガード9の接種回数）	定期接種では、サーバリックス（2価 HPV ワクチン）、ガーダシル（4価 HPV ワクチン）の2種類の HPV ワクチンを使用していますが、令和5年4月1日から、新たにシルガード9（9価 HPV ワクチン）が追加となります。 15歳未満は原則2回接種（詳細は下記の表の接種間隔欄をご参照ください。）、15歳以上は3回接種になります。
	四種混合、三種混合およびポリオの接種開始月齢の変更について	接種開始月齢が生後3か月から生後2か月に変更になります。

HPV ワクチン

ワクチン		医療機関委託対象年齢	望ましい接種期間	回数	接種間隔	接種方法 接種量
ヒトパピローマウイルス感染症 （子宮頸がん予防）	組換え沈降2価 ヒトパピローマ ウイルス様粒子 ワクチン （サーバリックス）	・定期接種対象者 平成19年4月2日～平成24年4月1日生まれ の女性（小学校6年生～高校1年生相当）	中学1年生	3回	1か月以上あけて2回目接種、3回目は1回目の接種から5か月以上かつ2回目から2か月半以上あけて（1回目から6か月あけるのが望ましい）接種	筋肉内 0.5ml
	組換え沈降4価 ヒトパピローマ ウイルス様粒子 ワクチン （ガーダシル）			3回	1か月以上あけて（2か月が望ましい）2回目接種、3回目は2回目の接種から3か月あけて（1回目から6か月あけるのが望ましい）接種	
	組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン （シルガード9）	・キャッチアップ接種対象者 平成9年4月2日～平成19年4月1日生まれ の女性（定期接種対象期間は、令和7年3月31日まで）		原則2回	15歳の誕生日の1日前までに1回接種した場合、5か月以上あけて（6か月あけるのが望ましい）2回目を接種。ただし、2回目の接種が1回目から1か月以上、5か月未満で接種した場合、3か月以上あけて3回目を接種。	
		小学6年生～15歳になる1日前		3回	1か月以上あけて（2か月が望ましい）2回目接種、3回目は2回目の接種から3か月あけて（1回目から6か月あけるのが望ましい）接種	
		15歳以上				

死体検案体制づくりのアンケート結果

回答数	電話転送システムを採用	緊急連絡先を警察に開示可	かかりつけ以外の事例も可能
61	11	17	6
ご意見・要望	警察の方から検案医を委嘱することはできないのか。他県でそのような対応をしている事例はないのか。 診療所の時間外(休日・夜間等)については、警察から病院に協力を依頼することはできないのか。特に県立病院に対して、県警からあるいは県(行政)を通して協力をお願いできないか。		
	協力すべき事案だと思うのですが、全く経験がなく不安が大きいです		
	●「かかりつけ医」とはどの程度の範囲を考えておられるのでしょうか。大体でいいので教えてください。 ●どうしても納得できない死因の場合、解剖をお願いする手順を教えてください。		
	365日24時間、随時での対応は不可(深夜や診療に支障をきたす時間は特に不可) これまで死体検案の経験がなく、対応時のマニュアル等があれば、また、死体検案書の入手方法、記入方法や、死体検案にかかる費用はどこに、どのように、いくら請求するのか等についてもマニュアル化されれば、頻回でなければ対応を考慮		
	かかりつけの患者様には携帯番号を伝えています 診療所の電話転送は以前していましたが、初診の患者様から深夜にかかることもあり中止しました		
	年に1回程度、かかりつけ患者の検死には対応しています		
	死体検案の研修や講習を受講しなければ検案の際に何をすれば良いかわかりません。また、前途の講習が開講されていても曜日や時間が合わなければ診療を休止してまで参加しようとは思いません。		
	自院の患者さんに関してはなるべく協力させて頂きたいと思いますが、積極的に協力しますと言えず、大変申し訳ありません		
	●死体検案の基本的な講演を繰り返してほしい(オンデマンドでもよいので)検案する時のポイントを中心に ●事務処理については、請求金額の目安なども含め、ガイドラインがほしい(どんな手続きが必要なのかわかっていないので) このような対応で不安が少なくなれば協力を検討したい		
	「かかりつけ医の定義」は？ 予防接種程度で通歴ある患者の検死依頼では、詳細不明で検死は困難 私の検死の技術に自信がなく、かかりつけ以外の検死はさげたい		
	電話での情報提供は可能。ただ、診療所にいないと患者の情報はわかりませんので、休日等の時間(診療所にいない時)では対応が難しい		

死体検案における遺族等への検案料等の請求について

令和4年4月1日版
滋賀県医師会

1. 警察から支払われる費用：検案業務に対する『謝金』

滋賀県内一律 3,500 円（損傷の激しいものについては 5,000 円）

※警察から支払われるものはあくまで謝金であり、医師の出動等に関する費用については遺族へ請求する

2. 遺族へ請求できる費用：出動料や書類作成費用等

＜請求根拠の例＞

※令和4年医科点数を参考に積算

			項目		根拠		金額例	
基本	死体検案		初診料	288 点	12,080 円			
			往診料	720 点				
			死亡診断加算	200 点				
			看取り加算	3,000 点	30,000 円			
	文書料金				5,000～ 8,000 円			
加算	時間外	時間外※1	時間外加算（初・再診料）	85 点	4,100 円			
			緊急往診加算（往診料）	325 点				
		休日 ※2	休日加算（初・再診料）	250 点	9,000 円			
			夜間・休日加算（往診料）	650 点				
		深夜 ※3	深夜加算（初・再診料）	480 点	17,800 円			
			深夜加算（往診料）	1,300 点				
	1 時間超過（30 分毎）		往診 1 時間超加算	100 点	1,000 円			
	文書	追加（1 枚）			3,000 円程度			
	検査	検査代（穿刺等）						

※1：06：00～診療開始時間まで、08：00～22：00 の平日の診療時間外と平日の休診日

※2：（土）18：00～22：00／（日・祝）06：00～22：00

※3：22：00～06：00

【注意事項】

①遺族への請求については、請求根拠及び時間外・休日・深夜の時間区分を明示したうえで請求することが望ましい。

※上記の請求根拠はあくまでも例示であるため、各自の判断により安価で対応すること等を妨げるものではない。

②遺族は検案医を自由に選べないため、10 万円等の高額な検案料を請求することは望ましくない。

③警察から診療時間内に検案依頼があった場合、診療終了時まで警察には待ってもらおうよう申し入れる。

3. 生活保護受給者や行き倒れの者への対応について

遺族が不詳等の場合は、遺族へ請求する文書料や検案料等は市町へ請求することができる。警察が市町へ連絡調整をしてくれる。

<検案医の対処方法>

①文書料や検案料等の請求先が不明な場合、警察に市町担当課への連絡を依頼する。検案後、警察に「死亡診断書（死体検案書）」を渡さない。

※警察から市町への通知依頼事項：検案医、その連絡先、死亡診断書（死体検案書）は医療機関へ連絡のうえ取りに行くこと

②市町担当課からの連絡に基づき、死亡診断書（死体検案書）交付時に、文書料や検案料等を市町へ請求する。

<お知らせ>

死亡診断書（死体検案書）等の押印廃止に伴う医師等の氏名欄について

死亡診断書（死体検案書）および出生証明書の押印廃止に伴い、氏名欄について下記のとおり変更となりましたのでご注意ください。

○死亡診断書（死体検案書）

・氏名の欄には、医師又は歯科医師本人が署名をしてください。

○出生証明書

・氏名の欄には、作成者が記名してください。

○死産証明書（死胎検案書）

・氏名の欄には、作成者が記名押印をしてください。

※死亡診断書（死体検案書）の押印廃止（令和2年厚生労働省令第208号）に伴う、様式および作成に当たっての留意事項変更に係る当面の取扱いについては令和3年1月6日付事務連絡を参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/>

令和5年度行事計画表

草津栗東医師会

月(会長会議)	理 事 会	例 会	その他の行事
4 月 4/13	(交流センター3 階) 15 日(土)14:00	(交流センター5 階) 22 日(土) 14:00	15 日(土)会計監査(交流センター3 階)15:30～ 三役・監事・担当理事・小澤税理士
5 月 5/18	(交流センター3 階) 25 日(木)14 : 00	(ホストクラブ) 27 日(土) 15:00	20 日(土)滋賀県医師協同組合総代会(大津フリスホテル) 27 日(土)定時総会 (ホストクラブ 税理士参加) 16:30～17:30 27 日(土)総会懇親会 (ホストクラブ) 18:00～20 : 00
6 月	(交流センター3 階) 17 日(土)14 : 00	(エスビィホテル) 24 日(土) 15:00	24 日(土)学術講演会 (エスビィホテル) 16:30～17:30 24 日(土)ドクター交流会 (エスビィホテル) 17:45～19:30
7 月 7/13	(交流センター3 階) 22 日(土) 14:00	(交流センター5 階) 29 日(土) 14:00	27 日(木)死体検案研修会(交流センター4 階) 14:00～15:00
8 月	休 会	(ホストクラブ) 26 日(土) 15:30	26 日(土)G-P ネット講演会 (ホストクラブ) 17:00～
9 月 9/14	(交流センター3 階) 16 日(土)14:00	(交流センター5 階) 30 日(土)14:00	30 日(土)学校医研修会(交流センター5 階)15:30～16:30
10 月 10/19	(交流センター3 階) 21 日(土) 14:00	(交流センター4 階) 28 日(土)14:00	28 日(土)C P C (交流センター4 階)15:30～16:30 25 日(水)～27 日(金)健康診断 (済生会滋賀県病院)
11 月 11/16	(交流センター3 階) 18 日(土) 14:00	(交流センター6 階) 25 日(土)14:00	9 日(木)人権問題研修会(交流センター4 階) 14:00～15:30 25 日(土)外来感染対策向上加算カンファレンス(同6 階) 15:30～17:00
12 月	(交流センター3 階) 16 日(土) 14 : 00	(ホストクラブ) 23 日(土) 15:30	23 日(土)学術講演会 (ホストクラブ) 17 : 00～18 : 00 忘年会 18:00～19 : 30
1 月 1/11	(交流センター3 階) 20 日(土) 14:00	(交流センター5 階) 27 日(土) 14:00	27 日(土)県医師会「小児救急医療地域医師研修会」15:30～16:30
2 月 2/15	(交流センター3 階) 17 日(土) 14:00	(ホストクラブ) 24 日(土) 14:30	17 日(土) 次年度予算打合せ会議 三役＋経理担当理事 次年度予定表作成 (医師会会議室) 15:30～16:30 24 日(土)地域保健研修会 (ホストクラブ) 16:30～17:45 交流会 (ホストクラブ) 18:00～19:30
3 月 3/14	(交流センター3 階) 23 日(土) 14:00	(交流センター5 階) 30 日(土) 14:00	30 日(土)産業医研修会(交流センター5 階) 15 : 30～17:00

滋 医 政 第 2 5 2 号
令和5年(2023年)3月22日

一般社団法人滋賀県医師会長	}	様
一般社団法人滋賀県病院協会長		
各地域医師会長		
各消防本部(局)消防(局)長		
大津市保健所長		
各保健所長		
防災危機管理局長		

滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の告示について（通知）

このことについて、下記の医療機関が別添のとおり救急病院として告示されましたので通知します。

記

名 称：市立長浜病院
所在地：長浜市大戌亥町3 1 3 番地

日医発第 2376 号(情シ)(保険)
令和 5 年 3 月 20 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事
長島 公之
(公印省略)

オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る 経過措置の申請期限等について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について、日医発第 1864 号(情シ)(保険)「オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について」、日医発第 2042 号(保険)「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」にて、経過措置やその届出方法等をお知らせいたしました。

経過措置の届出期限につきまして、**令和 5 年 3 月 31 日**までとなっており、期限が迫ってきております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1. 経過措置の届出期限

経過措置の届出期限につきまして、**令和 5 年 3 月 31 日**までとなっております。経過措置を受ける予定でまだ届出を行っていない医療機関は**令和 5 年 3 月 31 日**までに経過措置の届出をお願いします。

2. 経過措置についての詳細

経過措置については下記の医療機関等向けポータルサイトをご参照ください。
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/post-21.html>

やむを得ない事情
(1)令和 5 年 2 月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局（システム整備中）
(2)オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局（ネットワーク環境事情）
(3)訪問診療のみを実施する保険医療機関
(4)改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局
(5)廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局
(6)その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局 ア 自然災害等により継続的に導入が困難となる施設 イ 高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない施設（目安として、令和 5 年 4 月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が 50 件以下） ※「65～69 歳」「70～74 歳」「75～79 歳」「80～84 歳」「85 歳以上」の中から選択いただく年齢区分とレセプトの月平均件数を基に経過措置の対象となるかについて個別に判断します。 ウ その他例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある施設 例えば、上記(1)～(5)又はア・イの条件を満たす項目と同視できる事情を複数抱えている場合（「常勤の医師等が 65～69 歳でレセプト件数が月平均 50 件を若干超える」かつ「令和 7 年以内に閉院を予定している」といった場合等）

第 1 号～第 5 号や第 6 号ア・イでは認められない場合でも、第 6 号ウを選択し、これらの類型と同視できる事情を複数抱えている旨（例えば、個々の類型の要件は満たさないが、それに近い事情を複数抱えていること）が分かる具体的な事情を記入欄に記載いただくことで届出が有効と認められる場合がありますので、ご検討ください。

また上記サイトの中段以降では Q&A が掲載されております。そのうちのいくつかをご紹介します。

● 4. オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置について

【共通】

Q14：オンライン資格確認の導入義務化の例外（紙レセプト請求機関）についても、オンライン資格確認を導入しない場合は、経過措置の届出は必要か。

A14：必要ございません。

【やむを得ない事情（6）その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局】

Q5：第 6 号による届出は、オンライン資格確認の導入義務化の例外措置又は第 1 号から第 5 号までの類型と同視できる特に困難な事情があるかについて

個別に判断がなされるものとされているが、「特に困難な事情」があることが確認できなかった場合、医療機関・薬局には連絡があるか。

A5 : 届出の記載内容から、オンライン資格確認の導入が特に困難な事情に当たることが確認できず、有効な届出とは確認できなかった場合、その旨を医療機関・薬局に連絡することとしています。

具体的には、アカウント登録済みの医療機関・薬局がポータルサイトのフォームから届出を行った場合は、登録されたメールアドレス宛に確認結果の連絡を行うこととしており、また、その他の医療機関・薬局については、医療機関・薬局の所在地宛に確認結果を郵送することとしています。

Q6 : 上記のとおり、第 6 号として有効な届出とは確認できなかった旨の連絡があり、そのまま未導入の状態で令和 5 年 4 月 1 日を迎えた場合、医療機関・薬局は、療養担当規則等に違反することとなるか。

A6 : 1 月 27 日から経過措置の届出を受け付けていますが、特に第 6 号の届出内容の確認には一定の時間を要しています。今後、届出の要件に該当することが確認できなかった旨の連絡をさせていただくこととなる保険医療機関・薬局については、3 月末までにオンライン資格確認を導入することが事実上困難であることが想定されることから、直ちに療養担当規則等に違反する状態とならないよう、厚生労働省において、必要な経過的な取扱いを講じることとしています。

以上

別添2

県医師会報令和5年3月号74ページ
「保険診療Q&A」欄の訂正



〔症例2 H 5年生 男性〕

〈令和4年4月診療分 外来〉 実日数 1日

†1 アレルギー性鼻炎(主) 診療開始日 R1.11.25

†2 高血圧症(主) 診療開始日 R3.10.25

†3 慢性肝炎の疑い 診療開始日 R4.4.25

(12) *再診料	
明細書発行体制等加算	74 × 1
*夜間・早朝等加算(再診)	50 × 1
*外来管理加算	52 × 1
(13) *特定疾患療養管理料(診療所)	225 × 1
(60) *TP、Alb(BCP改良法・BCG法)、AST、ALT、 γ-GT、ALP、BUN、クレアチニン、 ナトリウム及びクロール、カリウム、UA、Tcho、TG、 HDL-コレステロール、グルコース	106 × 1
*末梢血液一般検査	21 × 1
*Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体	194 × 1
*B-V	37 × 1
*血液学的検査判断料	125 × 1
*生化学的検査(Ⅰ)判断料	144 × 1
(80) *処方箋料(リフィル以外・その他)	68 × 1
*特定疾患処方管理加算2(処方箋料)	66 × 1

- 1 -

県医師会報令和5年3月号74ページ
「保険診療Q&A」欄の訂正



Q2 : Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体が査定されました。何故ですか。

A & C2 : 令和4年4月版医科点数表の解釈463ページには、「ア Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体は、…、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。」と規定されています。

A

B

Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体検査は、上記のとおり、肝臓の線維化進展の診断の一つとして実施されるもので、ヒアルロン酸やIV型コラーゲン・7Sなどの線維化マーカーと同様、線維化進展のリスクを有する疾患（例えば慢性肝炎など）が確定されていることが算定要件と考えられます。よって、「慢性肝炎の疑い」病名での算定は妥当でなく、査定とされたものと考えられます。

なお、上記通知における「慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む）」の表現については、検査内容及び目的を考慮すれば、「疑われる」は肝硬変のみにかかる解釈することが妥当と考えられます。ご注意ください。

- 2 -

県医師会報令和5年3月号74ページ 「保険診療Q&A」欄の訂正



訂正理由

社保・国保両審査委員会では、スライド2のマーカー部分(**A**)について **B** の解釈で審査されていますが、**B** の内容については、厚生労働省の疑義解釈等で示されているわけではありませんので、会報誌に掲載するには不適切でした。

訂正後は、下記枠内の下線部のとおりとなります。

(訂正後)

A & C 2 : 令和4年4月版医科点数表の解釈463ページには、「ア Mac-2 結合蛋白糖鎖修飾異性体は、…、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。」と規定されているために査定されたものと考えられます。ご注意ください。

訂正してお詫び申し上げます。

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
4月9日(日) 13:00～16:10	母体保護法指定医師研修会 ※県内の母体保護法指定医師および新規指定を予定の医師のみ受講可	ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター 3階 大会議室 大津市におの浜1-1-20	①母体保護法の趣旨と適正な運用について 滋賀県医師会 母体保護法指定医師審査委員会 委員 松島法律事務所 弁護士 松島 温 先生 ②生命倫理について ～令和4年度母体保護法指導者講習会報告について～ ③医療安全・救急処置について 滋賀県医師会 母体保護法指定医師審査委員会 委員長 高橋 健太郎	滋賀県 医師会	母体保護担当 指定医師ならびに関係 機関へFAXにて案内済	日医生涯教育制度 (申請予定)

・ 3 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年3月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/ 3/17 (金)	滋賀県社会福祉協議会 令和4年度第3回評議員会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県立長寿社会福祉センター 2階 第一研修室	その他	
R5/ 3/17 (金)	社会福祉法人びわこ学園 令和4年度第4回評議員会	2:00 PM (～ 4:30 PM)	びわこ学園医療福祉センター野洲 地域交流スペース会議室	その他	★
R5/ 3/17 (金)	医療従事者の安全確保に関する都道府県医師会担当理事連絡協議会	3:00 PM (～ 5:00 PM)	日本医師会3階小講堂・ホール (Web)3階会議室	日医	
R5/ 3/17 (金)	第2回滋賀医科大学医学部附属病院医師初期臨床研修管理委員会(Web会議)	4:00 PM (～)	Zoomによる開催	関連団体	★
R5/ 3/18 (土)	第4回死生懇話会	1:30 PM (～ 4:00 PM)	県庁 新館 7階 大会議室	県	
R5/ 3/18 (土)	保険診療研修会(自主指導)(Web開催)	3:00 PM (～ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/ 3/19 (日)	JMAT研修 統括編(Web開催)	9:00 AM (～ 5:30 PM)	Web開催	日医	
R5/ 3/20 (月)	令和4年度 第1回滋賀県がん対策推進協議会 (ハイブリッド開催)	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県庁本館 4-A もしくは Zoom参加	県	
R5/ 3/22 (水)	令和4年度滋賀県要保護児童対策連絡協議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	滋賀県庁新館7階大会議室 大津市京町4丁目1-1	県	
R5/ 3/22 (水)	第22回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 3/22 (水)	令和4年度 第3回滋賀県地域医療対策協議会	6:00 PM (～ 8:00 PM)	滋賀県危機管理センター	県	
R5/ 3/23 (木)	令和4年度 第2回びわこリハビリテーション専門職大学 教育課程連携協議会	1:30 PM (～ 3:00 PM)	Zoomによるオンライン開催	その他	★
R5/ 3/23 (木)	第1回医師のワーク・ライフ・バランスを考える会(ハイブリッド)	3:00 PM (～ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/ 3/23 (木)	令和4年度 死体検案研修会(湖北医師会)	3:30 PM (～ 4:30 PM)	北ビワコホテルグラツィエ	県医師会	
R5/ 3/24 (金)	滋賀県防災会議	1:30 PM (～ 3:30 PM)	滋賀県危機管理センター WEB会議	県	
R5/ 3/24 (金)	在宅療養支援センター運営協議会(Web開催)	4:00 PM (～)	応接室	県医師会	★
R5/ 3/25 (土)	全国医師会医療秘書学院連絡協議会 令和4年度第2回常任委員会ならびに第2回運営委	4:00 PM (～ 5:30 PM)	東京ステーションコンファレンス 6階	日医	
R5/ 3/26 (日)	第153回日本医師会臨時代議員会	9:30 AM (～)	日本医師会	日医	
R5/ 3/27 (月)	滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会	10:00 AM (～12:00 PM)	県庁 東館 7階 大会議室 オンライン併用	県	★
R5/ 3/27 (月)	公益財団法人滋賀県健康づくり財団 第52回理事会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	滋賀県健康づくり財団 大会議室	関連団体	
R5/ 3/27 (月)	第2回滋賀県高齢化対策審議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県庁危機管理センター	県	
R5/ 3/28 (火)	第2回滋賀県医療審議会	3:00 PM (～ 5:00 PM)	県庁 新館 7階 大会議室	県	
R5/ 3/29 (水)	令和4年度第2回滋賀県リハビリテーション協議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	県大津合同庁舎 7階 7-D会議室	県	★
R5/ 3/29 (水)	令和4年度公衆衛生事業功労者日本公衆衛生協会 会長表彰伝達式	2:00 PM (～ 2:30 PM)	県庁北新館3会 多目的室2	県	★
R5/ 3/29 (水)	第1回看護職員等確保対策推進協議会	3:00 PM (～ 5:00 PM)	県大津合同庁舎 7階 7A会議室 もしくはZoomによる参加	県	★
R5/ 3/29 (水)	近江の国 滋賀県社会医学系専門医プログラム 研修プログラム管理委員会	5:15 PM (～)	オンライン	県	★
R5/ 3/30 (木)	中絶審査	3:00 PM (～ 4:00 PM)	応接室	県医師会	★
R5/ 3/30 (木)	滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会 令和4年度 第2回理事会	4:00 PM (～ 5:00 PM)	滋賀県医療情報ネットワーク協議会 事務局	その他	

・ 4 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年3月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/ 4/ 1 (土)	第5回近医連保険担当理事連絡協議会(Web開催)	2:00 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	近医連	
R5/ 4/ 2 (日)	令和5年度学校保健講習会(Web配信)	10:00 AM (~ 3:30 PM)	3階会議室	日医	
R5/ 4/ 2 (日)	令和5年度第1回学校保健委員会(ハイブリッド)	3:30 PM (~ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 4/ 3 (月)	大津市医師会立看護専修学校 第36回入学式	2:00 PM (~)	琵琶湖ホテル 3階 瑠璃	関連団体	★
R5/ 4/ 4 (火)	令和5年度滋賀医科大学入学宣誓式	10:00 AM (~)	滋賀医科大学 体育館	関連団体	
R5/ 4/ 4 (火)	滋賀短期大学入学式	12:30 PM (~)	大津市民会館		★
R5/ 4/ 5 (水)	第1回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 4/ 6 (木)	第1回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 4/ 9 (日)	母体保護法指定医師研修会	1:00 PM (~ 4:10 PM)	ピアザ淡海 大会議室	県医師会	
R5/ 4/13 (木)	令和5年度都道府県医師会広報担当理事連絡協議会(Web開催)	2:00 PM (~ 4:00 PM)	Web対応: 応接室	日医	
R5/ 4/13 (木)	第1回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/ 4/13 (木)	日本医師会国際保健検討委員会	3:00 PM (~ 5:00 PM)	日本医師会館503会議室	日医	
R5/ 4/14 (金)	第9回近医連常任委員会	2:30 PM (~)	大阪府医師会館	近医連	
R5/ 4/18 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R5/ 4/19 (水)	第2回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 4/20 (木)	第31回日本医学会総会 開会記念特別講演会	3:00 PM (~ 5:45 PM)	東京国際フォーラム ホールA	関連団体	★
R5/ 4/20 (木)	第31回日本医学会総会 開会式	3:00 PM (~ 5:45 PM)	東京国際フォーラム ホールA	関連団体	★
R5/ 4/21 (金)	第31回日本医学会総会産業医セッション(サテライト会場)	2:30 PM (~ 6:30 PM)	3階会議室	関連団体	
R5/ 4/22 (土)	第31回日本医学会総会産業医セッション(サテライト会場)	8:30 AM (~ 7:00 PM)	3階会議室	関連団体	
R5/ 4/23 (日)	第31回日本医学会総会産業医セッション(サテライト会場)	9:00 AM (~ 1:00 PM)	3階会議室	関連団体	
R5/ 5/ 8 (月)	第2回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 5/10 (水)	第3回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 5/16 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R5/ 5/18 (木)	第2回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/ 5/23 (火)	第39回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会(Web開催)	4:30 PM (~ 6:00 PM)	Web対応: 理事室	日医	
R5/ 5/24 (水)	令和5年度都道府県医師会勤務医担当理事連絡協議会(Web会議)	4:00 PM (~ 6:00 PM)	3階会議室	日医	★
R5/ 5/27 (土)	第17回男女共同参画フォーラム	1:30 PM (~)	都ホテル四日市	日医	
R5/ 5/31 (水)	第4回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	

・ 6 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年3月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/ 6/ 1 (木)	会計監査	2:30 PM (～ 3:15 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 6/ 6 (火)	第3回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 6/ 7 (水)	第5回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 6/20 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R5/ 6/25 (日)	第154回日本医師会定例代議員会	9:30 AM (～)	日本医師会	日医	
R5/ 6/28 (水)	第6回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 7/ 5 (水)	第7回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 7/ 6 (木)	第4回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 7/13 (木)	第3回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/ 7/15 (土)	医師会組織強化対策連絡協議会	3:00 PM (～ 5:00 PM)	ホテル ポストンプラザ草津びわ湖	県医師会	★
R5/ 7/18 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R5/ 7/19 (水)	第8回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 7/27 (木)	令和5年度 死体検案研修会(草津栗東医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	草津市民総合交流センター	県医師会	★
R5/ 7/27 (木)	令和5年度全国メディカルコントロール協議会連絡会 (第1回)(予定)	3:00 PM (～ 6:00 PM)	帝京大学板橋キャンパス 東京都板橋区加賀2-11-1	国	
R5/ 7/28 (金)	令和5年度 死体検案研修会(高島市医師会)	2:30 PM (～ 3:30 PM)	高島市民病院	県医師会	★
R5/ 8/ 4 (金)	第5回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 8/ 9 (水)	第9回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 8/15 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R5/ 8/23 (水)	第10回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 9/ 2 (土)	第15回JATEC滋賀コース(1日目)(予定)	8:40 AM (～ 6:45 PM)	ニプロiMEP 草津市野路町3023	県医師会	★
R5/ 9/ 3 (日)	第15回JATEC滋賀コース(2日目)予定)	7:50 AM (～ 5:00 PM)	ニプロiMEP 草津市野路町3023	県医師会	★
R5/ 9/ 6 (水)	第11回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 9/ 7 (木)	第6回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 9/12 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R5/ 9/14 (木)	第4回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/ 9/20 (水)	第12回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 9/26 (火)	令和5年度 死体検案研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)	2:30 PM (～ 3:30 PM)	竜王町公民館	県医師会	★
R5/ 9/27 (水)	令和5年度 死体検案研修会(彦根医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	くすのきセンター	県医師会	★

・ 9 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年3月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/ 9/28 (木)	令和5年度 小児救急医療地域医師研修会(大津市医師会)	3:00 PM (～ 4:00 PM)	琵琶ホテル ローズ	県医師会	★
R5/ 9/28 (木)	令和5年度 死体検案研修会(東近江医師会)	3:00 PM (～ 4:00 PM)	東近江地域医療支援センター	県医師会	★
R5/10/ 5 (木)	第7回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/10/11 (水)	第13回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/10/17 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R5/10/19 (木)	第5回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/10/25 (水)	第14回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/10/26 (木)	令和5年度 死体検案研修会(守山野洲医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	守山市すこやかセンター	県医師会	★
R5/11/ 7 (火)	第8回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/11/ 8 (水)	第15回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/11/14 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R5/11/16 (木)	第6回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海(予定)	県医師会	
R5/11/16 (木)	令和5年度滋賀県病院協会・滋賀県医師会連絡協議会	4:15 PM (～)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	関連団体	★
R5/11/22 (水)	第16回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/11/29 (水)	令和5年度 小児救急医療地域医師研修会(彦根医師会)(予定)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	彦根市保健・医療複合施設(くすのきセンター)3F	県医師会	★
R5/12/ 8 (金)	第9回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/12/12 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R5/12/20 (水)	第17回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/12/21 (木)	令和5年 小児救急医療地域医師研修会(守山野洲医師会)(予定)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	すこやかセンター3階 講習室	県医師会	★
R5/12/21 (木)	令和5年度 死体検案研修会(大津市医師会)	3:00 PM (～ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル 3F瑠璃	県医師会	★
R5/12/22 (金)	令和5年度 小児救急医療地域医師研修会(高島市医師会)(予定)	2:30 PM (～ 3:30 PM)	ウエストレイクホテル可以登楼 高島市安曇川町中央2-1-6	県医師会	★
R6/ 1/11 (木)	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R6/ 1/16 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R6/ 1/17 (水)	第18回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R6/ 1/25 (木)	令和5年度 死体検案研修会(甲賀湖南医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	公立甲賀病院	県医師会	★
R6/ 2/ 7 (水)	第19回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R6/ 2/13 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R6/ 2/15 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	

R 6 ・ 2 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和5年3月16日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R6/ 2/21 (水)	第20回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R6/ 2/22 (木)	令和5年度 死体検案研修会(湖北医師会)	3:30 PM (～ 4:30 PM)	北ビワコホテルグラツィエ	県医師会	★
R6/ 3/ 6 (水)	第21回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R6/ 3/14 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R6/ 3/19 (火)	社保支払基金審査運営協議会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R6/ 3/27 (水)	第22回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	

草津栗東医師会・行事予定表

令和 5年 4月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
4/1	土			
4/2	日			
4/3	月			
4/4	火			
4/5	水			
4/6	木			
4/7	金			
4/8	土			
4/9	日			
4/10	月			
4/11	火			
4/12	水			
4/13	木			
4/14	金			
4/15	土	理事役員会	14:00～15:30	キラリエ303会議室
		会計監査	15:30～	キラリエ303会議室
4/16	日			
4/17	月			
4/18	火			
4/19	水	第199回草津栗東医師会循環器研究会(ハイブリッド形式)	20:00～21:30	クサツエストピアホテル(本部)
4/20	木			
4/21	金			
4/22	土	例会・診療科紹介	14:00～15:30	キラリエ502・503会議室
4/23	日			
4/24	月			
4/25	火			
4/26	水			
4/27	木			
4/28	金			
4/29	土			
4/30	日	ゴルフ同好会		亀岡CC